



# 社会教育委員だより No.40

令和8年1月1日 山北町社会教育委員会議  
(山北町教育委員会生涯学習課内)

明けましておめでとうございます。本年も社会教育委員会議の活動にご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年度は下記の《研究内容の構想図》に示すように、  
“地域全体を学びの場に…”という考え方のもと、地域と学校の  
協働を通して、子どもにとっても、また大人にとっても豊かな  
学びの環境を創ることを目指す研究に取り組んでいます。

この考え方の原点は、平成16年(2004)のコミュニティ・  
スクールの制度化にあります。これは言うなれば教育の地方  
化とも言える大きな改革です。全国の義務教育諸学校が「地域  
とともにある学校運営・学校教育」へと、従来の教育体制からの変革を求められるものであり、  
戸惑いも多かったものの令和の時代になって少しづつ動き始めています。

文部科学省では、「地域学校協働活動」の推進母体ともなる【地域学校協働活動推進本部】の設置を推進しており、私たち社会教育委員会議としては、「地域の教育力」とも関わる各地域における行事等についての調査・研究に取り組みたいと考えています。

今後、アンケート調査等を実施する予定ですので、ご協力をお願いします。

《研究内容の構想図》



## 社会教育委員会議の研究テーマ

### 「地域における社会教育のあり方を考える」 —— 地域全体を学びの場に … ——

ひと・こと・もの  
との関わりを重視する取り組み

地域学校協働活動

地域ぐるみでの子どもの育成

《地域教育力の再構築》

- ・地域の活性化
- ・共同体意識の再生
- ・地域行事の見直し
- ・老若男女のふれあい
- ・子どもの居場所
- ・伝統的な行事 etc

協働活動推進本部

学校運営協議会との連携

《地域で学ぶ、地域を学ぶ》

- ・ふるさと学習（探究活動）
- ・教育活動ボランティア  
(教科・総合など)
- ・人材バンク
- ・幼、保、こども園
- ・環境美化 etc



# 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

## 学びによるまちづくり。 地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化の方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習など



## 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



## 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



## 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくりなど



## 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供など



## 地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画など

